

○豊中市指定ごみ袋製造等承認基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市において家庭系ごみを排出する際に使用する容器として、指定するごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）の製造等の承認に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(指定ごみ袋の規格)

第2条 指定ごみ袋は、別に定める豊中市指定ごみ袋規格（以下「指定ごみ袋規格」という。）に基づいて製造等を行わなければならない。

2 指定ごみ袋の製造等をする者（以下「申請者」という。）は、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第3条の規定及び容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）、日本産業規格を遵守すること。

(指定ごみ袋の製造等の承認基準等)

第3条 申請者は、指定ごみ袋製造等承認申請書（平袋を製造しようとする申請者は様式第1号、U形袋を製造しようとする申請者は様式第1-1号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

① 申請者が法人である場合には、定款（寄付行為）の写し及び登記簿謄本（6ヶ月以内に取得したもの）、役員名簿。

申請者が個人である場合には、履歴書及び住民票の写し（6ヶ月以内に取得したもの）。

② 印刷前の商品見本（ごみ袋と外袋）とごみ袋印刷レイアウト図、外袋印刷レイアウト図。

③ 検査結果書の原本

豊中市指定ごみ袋規格に掲げる「§ 2. ごみ袋の規格」の内、大きさと厚さ、品質について公的機関が検査したものとする。

④ 使用する顔料及びインクの成分証明書

⑤ 販売ルート及び豊中市内の予定販売店一覧表、及び予定販売価格一覧表（様式第5号）

3 第3条第1項の規定にかかわらず、申請者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当すると認められるときは、市長は、同項の承認をしない。

4 市長は、第1項及び第2項による申請が適当で、指定ごみ袋規格に適合すると認めたときは、申請者に承認番号を付した指定ごみ袋製造等承認書（様式第2号）を交付する。

(改善の指示等)

第4条 市長は、前条第1項の承認を受けた者（以下「承認事業者」という。）が製造する指定ごみ袋が指定ごみ袋規格に適合しないと認めるときは、承認事業者に対し改善の指示及び指導をするものとする。

(承認の取消)

第5条 市長は、承認事業者が虚偽の申請をしたとき又は改善若しくは指導に従わないときは、当該指定ごみ袋に対する承認を取り消すことがある。

2 承認事業者が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるときは、市長は、第3条1項の承認を取り消すものとする。

3 第3条第1項の承認を取り消された者は、直ちに指定ごみ袋製造等承認書（様式第2号）を市長に返還しなければならない。

(指定ごみ袋の追加製造等の変更)

第6条 承認事業者は、承認を受けた指定ごみ袋と異なる大きさの指定ごみ袋を新たに追加して製造しようとする場

合や、一部の大きさのみの製造を廃止する場合は、指定ごみ袋製造等変更届（様式第3号）を提出しなければならない。ただし、現在、平袋のみを製造している承認事業者が新たにU形袋を製造しようとする場合や、U形袋のみを製造している承認事業者が新たに平袋を製造しようとする場合は、第3条第1項の規定より指定ごみ袋製造等承認申請書を提出し市長の承認を受けなければならない。

（指定ごみ袋製造等の廃止届）

第7条 承認事業者は、指定ごみ袋の製造等を廃止しようとするときは、指定ごみ袋製造等廃止届（様式第4号）を提出しなければならない。

（承認事業者の責務）

第8条 承認事業者は、指定ごみ袋の製造等に関し良好な品質管理に努めるとともに品不足等が生じないように、円滑な流通及び販売に努めなければならない。

2 承認事業者は、全市的な普及と市民の購入の利便を図るため、可能な限り多数の販売店の確保に努めなければならない。

3 承認事業者は、毎年9月30日までに、次に掲げる事項を記載した文書を市長に提出しなければならない。

（1）豊中市内の販売店と販売価格一覧

（2）市長が別に定めるところにより行った社内検査の結果

4 承認事業者は、レイアウト及び印字内容を変更したときは、速やかに、変更内容が分かるレイアウト図等を市長に提出しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成15年5月13日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成30年5月15日から実施する。

附則

この要綱は、令和3年1月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和6年8月1日から実施する。

指定ごみ袋製造等承認申請書（平袋）

年 月 日

(あて先) 豊 中 市 長

申請者 所在地 _____

氏名又は名称 _____

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

豊中市指定ごみ袋製造等承認基準要綱の第 3 条第 1 項の規定により、指定ごみ袋製造等の承認を受けたいので、関係書類等を添えて申請します。

1. 指定ごみ袋の内容等（平袋）

材質	高密度ポリエチレン(再生原料使用の有無 有・無)				
大きさ	大(容量 45L)	中(容量 30L)	小(容量 15L)	ミニ(容量 10L)	ミニマム(容量 5L)
	幅 650 mm 長さ 800 mm	幅 560 mm 長さ 700 mm	幅 450 mm 長さ 550 mm	幅 350 mm 長さ 450 mm	幅 250 mm 長さ 350 mm
厚さ	mm	mm	mm	mm	mm
引張強度	縦方向 MPa	縦方向 MPa	縦方向 MPa	縦方向 MPa	縦方向 MPa
	横方向 MPa	横方向 MPa	横方向 MPa	横方向 MPa	横方向 MPa
ヒートシール強さ	N	N	N	N	N
特記事項					

2. 年間生産・販売予定数量等（平袋）

年間生産・ 販売予定数量	大(容量 45L)	中(容量 30L)	小(容量 15L)	ミニ(容量 10L)	ミニマム(容量 5L)
主たる製造場所			外国法人等からの輸入の場合		
製造工場名			製造会社名		
住所			所在地		

3. 担当窓口

担当部署		担当者	
電話番号		F A X	

注・豊中市暴力団排除条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、申請書等に記載されている情報を豊中警察署長又は豊中南警察署長に提供することがあります。

指定ごみ袋製造等承認申請書 (U形袋)

年 月 日

(あて先) 豊 中 市 長

申請者 所在地 _____

氏名又は名称 _____

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

豊中市指定ごみ袋製造等承認基準要綱の第 3 条第 1 項の規定により、指定ごみ袋製造等の承認を受けたいので、関係書類等を添えて申請します。

1. 指定ごみ袋の内容等 (U 形袋)

材質 (注 1)	配合素材 ()				
大きさ (注 2)	大(容量 45L)	中(容量 30L)	小(容量 15L)	ミニ(容量 10L)	ミニマム(容量 5L)
	幅 650 mm	幅 550 mm	幅 450 mm	幅 400 mm	幅 350 mm
	長さ 800 mm	長さ 700 mm	長さ 550 mm	長さ 480 mm	長さ 420 mm
厚さ	mm	mm	mm	mm	mm
引張強度	縦方向 MPa	縦方向 MPa	縦方向 MPa	縦方向 MPa	縦方向 MPa
	横方向 MPa	横方向 MPa	横方向 MPa	横方向 MPa	横方向 MPa
ヒートシール強さ	N	N	N	N	N
特記事項					

(注 1) 材質については、高密度ポリエチレン (HDPE) を使用したものと比較して、製造・燃焼時に発生する CO2 排出量を 10% 以上削減する効果が期待できる素材を配合すること。

(注 2) 幅についてはガセットがある場合はガセットを含む。

2. 年間生産・販売予定数量等 (U 形袋)

年間生産・ 販売予定数量	大(容量 45L)	中(容量 30L)	小(容量 15L)	ミニ(容量 10L)	ミニマム(容量 5L)
主たる製造場所			外国法人等からの輸入の場合		
製造工場名			製造会社名		
住 所			所在地		

3. 担当窓口

担当部署		担当者	
電話番号		F A X	

注・豊中市暴力団排除条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、申請書等に記載されている情報を豊中警察署長又は豊中南警察署長に提供することがあります。

指定ごみ袋製造等承認書

年 月 日

様

豊 中 市 長

年 月 日に申請のあったごみ袋については、豊中市指定ごみ袋製造等承認基準要綱の第3条第4項の規定により、次のとおり承認する。

記

1. 承認年月日 年 月 日

2. 承認番号

3. 承認規格

(平袋・U形袋)・(大きさ)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

備考

- 1) 市場に流通している商品を抜き取り、検査する場合があります。
- 2) 規格に適合していない指定ごみ袋の製造等をした場合は、承認を取り消すことがあります。
- 3) 所在地、名称及び代表者の名前等申請内容に変更があった場合は直ちに届けること。

指定ごみ袋製造等変更届

年 月 日

(あて先) 豊 中 市 長

届出者 所在地 _____

氏名又は名称 _____

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

豊中市指定ごみ袋製造等承認基準要綱の第 6 条第 1 項の規定により、指定ごみ袋製造等の変更について
届け出ます。

1. 変更（追加・廃止）内容等

平 袋	材質	高密度ポリエチレン(再生原料使用の有無 有・無)			
	大きさ	(容量 L)	(容量 L)	(容量 L)	(容量 L)
		幅 mm	幅 mm	幅 mm	幅 mm
		長さ mm	長さ mm	長さ mm	長さ mm
	厚さ	mm	mm	mm	mm
	引張強度	縦方向 MPa	縦方向 MPa	縦方向 MPa	縦方向 MPa
		横方向 MPa	横方向 MPa	横方向 MPa	横方向 MPa
	ヒートシール強さ	N	N	N	N
	追加・廃止				

U 形 袋	材質	配合素材 ()			
	大きさ	(容量 L)	(容量 L)	(容量 L)	(容量 L)
		幅 mm	幅 mm	幅 mm	幅 mm
		長さ mm	長さ mm	長さ mm	長さ mm
	厚さ	mm	mm	mm	mm
	引張強度	縦方向 MPa	縦方向 MPa	縦方向 MPa	縦方向 MPa
		横方向 MPa	横方向 MPa	横方向 MPa	横方向 MPa
	ヒートシール強さ	N	N	N	N
	追加・廃止				

2. その他変更内容

.....

.....

.....

3. 担当窓口

担 当 部 署		担 当 者	
電 話 番 号		F A X	

指定ごみ袋製造等廃止届

年 月 日

(あて先) 豊 中 市 長

届出者 所在地 _____

氏名又は名称 _____

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

T E L _____

豊中市指定ごみ袋製造等承認基準要綱の第 6 条の規定により、指定袋製造等を廃止することについて、次のとおり届け出ます。

記

1. 承 認 年 月 日 年 月 日

2. 承 認 番 号 _____

3. 廃 止 年 月 日 年 月 日

4. 廃 止 理 由

指定ごみ袋の卸・販売店及び予定販売価格一覧表

1. 指定ごみ袋の卸・販売先

卸問屋先名	販売店先名	所在地	電話番号

2. 予定販売価格

大きさ	予定販売価格		備考
	平袋	U形袋	
大 (45L)			
中 (30L)			
小 (15L)			
ミニ (10L)			
ミニマム (5L)			